

かながわの水源環境の 保全・再生をめざして

かけがえのない神奈川の水環境を守るために



水源環境を守る市民活動 情報館！

ここでは、水源環境を保全・再生するための市民活動についての情報を掲載しています。水源環境を守るための活動に関心のある方はぜひご覧ください。

- [このページをお気に入りに登録する場合はこちら](#)
- [このページをお友達に知らせる場合はこちら](#)
- [市民事業支援制度についての情報はこちら](#)

イベント情報

県や市民団体が実施する水源環境に係るイベント情報をご紹介します。

補助金交付団体情報

水源環境を保全・再生するために取り組んでいる団体をご紹介します。

活動支援情報

「活動支援、事故防止、法令上の許認可、団体運営支援、補助金・助成金」の5分野で市民活動に役立つ情報をご紹介します。

関連機関のHP

水源環境を保全・再生するための市民活動に関連のある県機関等をご紹介します。

[↑ このページの先頭へもどる](#)

[このページに関するご質問は、\[緑政課 水源環境調整班\]\(#\)にお問い合わせください。](#)

[ご利用にあたって](#)

[プライバシーポリシー](#)

[著作権・免責事項](#)

[情報バリアフリー](#)

[神奈川県トップページ](#)

Copyright(C) -2008 Kanagawa Prefectural Government. All rights reserved.

かながわの水源地環境の 保全・再生をめざして

かけがえのない神奈川の水源地を守るために



活動支援情報

[活動支援](#) | [事故防止](#) | [法令上の許認可](#) | [団体運営支援](#) | [補助金・助成金](#)

市民活動の実施に役立つ情報をご紹介します！

活動支援情報

■ [トラストの出前サービス](#) (財団法人かながわトラストみどり財団)

トラスト会員の皆さまの自発的な自然体験学習などを支援するために、指定された場所に講師を派遣し、樹木・庭木の手入れやノコギリ、チェーンソーなどの道具の手入れと使い方、アウトドア料理やピオトープづくりなどを行う「出前サービス」を実施しています。

■ [森林の総合コンサルタント](#) (神奈川県森林組合連合会)

森林の水源地かん養機能等の拡充強化を目的とした森林整備の指導、調査計画立案を行っています。

■ [森林づくりボランティア活動の支援](#) (NPO法人かながわ森林インストラクターの会)

団体等が主催する森林づくり活動・森林学習・自然観察等の活動について、指導等の支援を実施しています。

■ [環境保全活動・環境学習の支援「地球環境学習ひろば」](#) (環境科学センター)

施設の利用案内や教材の貸し出し、環境学習資料の紹介など環境保全活動・環境学習等を支援するための情報を掲載しています。

■ [水源河川 県民参加型生物調査](#) (環境科学センター)

水源河川の水環境に関心のある県民の皆様と協働で、生物調査を実施しています(平成21年度の募集は終了しました。)

■ [水源環境保全・再生施策に関する出前懇談会](#) (緑政課)

水源環境保全・再生に関する取組について、県職員が希望する団体に出向いて説明し、ご意見を伺う出前懇談会を実施しています。「活動の参考に県の取組を知りたい」、「会員の勉強会に利用したい」といった場合には是非ご利用ください。

[↑ このページの先頭へもどる](#)

事故防止情報

森林整備に取り組む市民活動において、チェーンソーや刈払機を使用する場合も多いと思います。これらの機械は、便利な反面、正しい知識と取扱方法を習得していないと、極めて危険なものとなります。

労働安全衛生法では、事業主は、チェーンソーや刈払機を従業員に使用させる際には、事前に所定の教育を行わなければならないとされています。この規定は、ボランティアとして行われる活動に適用されるものではありません。

ませんが、安全に活動を実施するため、これらの機械を使用する場合は事前に次のような講習を受講されるようお願いします。

■ 主な講習

講習名	対象者	根拠法令
伐木等の業務に係る特別教育	大径木の伐木、かかり木の処理の業務及びチェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理または造材の業務に従事する者	労働安全衛生法第59条及び労働安全衛生規則第36条第8号
チェーンソー作業従事者特別教育	チェーンソーを用いて行う伐木造材等に従事する者	労働安全衛生法第59条及び労働安全衛生規則第36条第8の1・2号
刈払機作業安全衛生教育	刈払機取扱い作業員	労働省通達「 刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育について 」(基発第66号平成12年2月16日付け)

■ 労働安全衛生法に基づく特別教育の実施団体

林業・木材製造業労働災害防止協会神奈川支部

「伐木等の業務に係る特別教育講習」及び「刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育講習」をそれぞれ年2回(上期・下期各1回)実施しています。

実施内容・時期等は直接ご確認ください。

住所：横浜市中区長者町9-149

電話：045-261-3731

ファクシミリ：045-251-4891

■ 林業・木材製造業労働災害防止協会

林材業の「安全と健康」の確保を推進する団体です。イラストを交えた「労働災害発生時の対応」、「作業別安全作業の方法」や「災害事例研究」などの労働安全衛生対策情報、支部が実施する講習の予定など活動実施に役立つ情報が掲載されています。

[↑ このページの先頭へもどる](#)

法令上の許認可情報

市民活動を実施する上で必要となる、法令上の許認可についてご紹介します。

こちらに掲載する情報以外にも、手続きが必要な場合がありますので、活動の実施にあたっては予め関係行政機関にお問い合わせください。

■ 立木を伐採する場合の手続き

保安林を伐採する場合

保安林内では、立木を伐採する場合やシカ柵の設置等、土地の形質を変更する場合、県知事の許可が必要です。詳細は、各地域の[農政事務所](#)又は[地域県政総合センター](#)にお問い合わせください。

[森林を保全する\(森林課ホームページ\)](#)

[保安林制度について\(林野庁ホームページ\)](#)

保安林以外の民有林を伐採する場合

森林(人工林・天然林)の立木を伐採する場合は、森林法の規定により、事前に市町村長あて伐採届(「伐採及び伐採後の造林後の届出書」)の提出が必要です(面積要件の規定はありませんので、小規模な伐採の場合も届出が必要です。)

詳細は、該当市町村にお問い合わせください。

[県内市町村ホームページへのリンク集](#)

■ 河川区域内における活動について

河川区域内の土地で(1)砂利や竹木などの採取、(2)掘削、盛土など土地の形状の変更、(3)竹木の植樹・伐採などを行う場合は、河川管理者の許可が必要となります。

河川管理者は、河川の種類によって異なりますので、詳しくは京浜河川事務所、[県土木事務所](#)又は[市町村担当部署](#)にお問い合わせください。

■ [かながわの自然公園について](#) (緑政課)

自然公園内で一定の行為を行おうとする際は、公園計画の保護計画で定められた地域地区に従い、許可申請又は届出が必要となります。

[↑このページの先頭へもどる](#)

団体運営支援

■ [アドバイザー相談](#) (かながわ県民活動サポートセンター)

団体運営、マッチングやネットワークづくりなど、ボランティア活動に関する相談を専門のアドバイザーがお受けします。

■ [初心者向け「オンラインセミナー」](#) (かながわ県民活動サポートセンター)

専門家による団体の法人化・財務会計・税務会計・労務・マネジメントに関するオンラインセミナーを掲載しています。

■ [支援センター一覧](#) (かながわ県民活動サポートセンター)

各地域で市民活動団体やボランティアの活動に対して支援を行う「支援センター」の一覧を掲載しています。

■ [市町村ボランティア活動・市民協働等担当部署一覧](#) (NPO協働推進課)

県内市町村のボランティア活動及び市民協働等の担当部署並びに主な市民活動サポートセンター等の一覧を掲載しています。

[↑このページの先頭へもどる](#)

補助金・助成金情報

■ [かながわボランティア活動推進基金21](#) (かながわ県民活動サポートセンター)

協働事業負担金、ボランティア活動補助金、ボランティア活動奨励賞の3つの助成事業を実施しています。

■ [つながりチャレンジ25](#) (かながわ県民活動サポートセンター)

NPO等(ボランティア団体)が、他のNPOや企業、地域等と連携し、お互いの特性を活かしあいながら、つながり～ネットワーク～を通じて、地域課題の解決に取り組む事業に対し助成する事業です。

■ [ボランティア活動を応援する助成金制度](#) (かながわ県民活動サポートセンター)

神奈川県内外の様々なセクターの団体が実施している助成金制度の一覧を掲載しています。

■ [かながわエコBOX助成金情報](#) (アジェンダ21かながわ環境情報相談コーナー)

環境分野に関する助成金等の情報を掲載しています。

■ [平成21年度森林及び里山における活動支援事業](#) (財団法人かながわトラストみどり財団)

神奈川県内の森林、里山、緑地などでの自主的団体による活動を応援し「みどりを守り育てる運動」をより多くの方々に知っていただき、また広げていくために、活動経費を助成しています【21年度の募集は終了しています】。

■ [秦野市里山ふれあいの森づくり事業](#) (秦野市森林づくり課)

林業体験や自然学習などにより森林や林業への理解を深めるため、市民の団体またはグループが行う林内整備、普及啓発およびふれあい活動に対する、活動支援を行う事業です。

[↑ このページの先頭へもどる](#)

 このページに関するご質問は、[緑政課 水源環境調整班](#)にお問い合わせください。

[ご利用にあたって](#)

[プライバシーポリシー](#)

[著作権・免責事項](#)

[情報バリアフリー](#)

[神奈川県トップページ](#)

Copyright(C) -2008 Kanagawa Prefectural Government. All rights reserved.